

令和 7 年度事業者向け省エネ設備更新事業補助金に関する Q & A

【補助事業全般に関すること】

Q 1 この補助事業の目的は？

A 1 自主的な省エネルギー活動に取り組み、ゼロカーボン達成に寄与する中小企業等（以下「事業者」という。）を支援するための事業です。

Q 2 この補助事業の対象となる事業は？

A 2 省エネルギー効果が高い高効率照明（LED等）への更新事業です。

【補助事業への応募に関すること】

Q 3 補助事業への申請期限と申請書類の提出先は？

A 3 申請期限は令和 7 年 8 月 2 9 日（金） 1 7 : 0 0 までです。

なお、申請期限前であっても予算の上限額に達した場合は申請を締め切る場合がありますのでご注意ください。

申請の提出先は、福島県商工労働部経営金融課です。

申請にあたっては、県経営金融課ホームページより申請様式をダウンロードの上、「ゆびナビぷらす」の電子申請システムより申請してください。

※県経営金融課ホームページに掲載したシステム利用の手引きを参照
郵送や持参による申請は受け付けておりませんのでご注意ください。

（ただし、指定された添付資料については郵送可）

「ゆびナビぷらす」の URL

https://fukushima_portal.ubinavi-plus.com/yb/page/portal_base.php?mode=56

【補助対象者に関すること】

Q 4 本社が福島県外にある場合でも、補助対象者となるのか？

A 4 省エネ設備を更新導入する施設が県内にあれば補助対象者になります。

Q 5 補助対象者は、会社法人のみか？個人事業主は対象とならないのか？

A 5 下表に示す中小企業等に該当する個人事業主も補助対象の要件を満たす場合は、対象となります。

業種 (日本標準産業分類で定める業種)	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①「製造業」「建設業」「運輸業」	3億円以下	300人以下
②「卸売業」	1億円以下	100人以下
③「小売業」	5千万円以下	50人以下
④「その他の業種(①②③を④除く)」	5千万円以下	100人以下

Q 6 建物の所有者と更新したい省エネ設備の所有者が異なる場合（建物の所有者は代表取締役個人等、省エネ設備の所有者は法人の場合）、補助の対象となるのか。

A 6 所有者間で賃貸借契約が交わされており、貸主が当該設備を所有していないこと等が明確であれば、対象となります。

【補助対象事業に関すること】

Q 7 補助対象となる省エネ設備は？新規導入は補助対象となるのか。

A 7 対象設備は、高効率照明（LED等）です。

更新が条件です。新規導入は補助対象となりません。

Q 8 補助率は？補助上限額は？

A 8 補助率は補助対象経費額の1／2以内です。

補助上限額は80万円です。

Q 9 現在、設備更新工事をしている（あるいは工事を完了した）が、補助の対象となるか？

A 9 交付決定前に着手した事業は補助対象となりません。

Q 1 0 「事業の着手」とは、何をもって「着手」とするのか？

A 1 0 設備設置等を行う施工者への契約、発注などをもって、着手とします。

Q 1 1 「事業の完了」とは、何をもって「完了」とするのか？

A 1 1 設備設置等を行う施工者への支払い完了をもって、完了とします。
なお、クレジットカード払いを行った場合は、申請者の口座からカード会社が引き落としした日をもって、完了とします。

Q 1 2 国や県、市町村等からの補助がある場合、この補助も併せて受けられるのか。

A 1 2 更新しようとする設備は重複して補助を受けることはできません。

Q 1 3 導入設備が中古品の場合でも、補助対象となるか？

A 1 3 中古品の場合、性能値を客観的に検証することが困難であることから、補助対象となりません。

Q 1 4 新築又は増築する場合に補助対象となるか？

A 1 4 新築又は増築する施設に使用する設備は、補助対象となりません。

Q 1 5 リース契約による設備更新は、補助対象となるか？

A 1 5 補助対象となりません。

Q 1 6 施設を賃貸借契約により利用している場合には、補助対象となるか？

A 1 6 賃貸契約書等に定める設備（照明）の管理者は申請を行うことが可能です。借主が管理者として申請を行う場合には、トラブル防止のため施設の貸主から許可を得た上で申請を行ってください。

【事務手続きに関すること】

Q 1 7 申請をすれば、必ず補助が受けられるのか？

A 1 7 補助金の交付対象者の審査に当たっては、提出された計画書等、必要に応じて、現地調査などを行い、事業内容が補助要件に適合しているか確認し、予算の範囲内で決定しますので、必ずしも補助が受けられるとは限りません。

Q 1 8 導入した設備は何年使用しなければならないのか。途中で故障した場合は廃棄できないのか？

A 1 8 事業者は、補助事業により取得し、又は、更新した設備等（以下「財産」という）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運営を図らなければなりません。採択を受けた事業の目的外用途への転用はできません。

また、知事が定める期間（耐用年数期間）を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得なければなりません。（当該財産の処分により収入があったと認めるときは、その収入の全部又は一部を県に納付することとなります。）

Q 1 9 自社は、従業員 3 0 名の中小企業だが、株主は大企業のみである。補助金を申し込めるか。

A 1 9 みなし大企業に該当しますので、申込はできません。

【その他のお問い合わせに関すること】

Q 2 0 自宅で事業を行っているが、この場合の設備更新は補助対象となるか。

A 2 0 補助対象となりますが、下記を参考に補助対象経費（省エネ設備購入等費用）を按分して申請してください。

（例）自宅の一部を事業所として使用しており、自宅に請求される電気料金のうち、6 0 %を経費として計上。本補助金を活用し、LED 照明の更新を予定しており、当該設備の更新・設置工事費用（補助対象経費）が 5 0 万円（税抜き）の場合

50万円（補助対象経費）×60%（按分割合）×1/2（補助率）
＝15万円が補助金申請額となります。

Q 2 1 県内に複数工場を所有しているが、各工場において補助金を申し込めるのか。

A 2 1 申請は1法人当たり1回となります。複数工場で省エネ設備の更新を行うことは可能ですが、1法人の補助金上限は80万円となります。

Q 2 2 賃貸物件（貸事務所等）は貸主、借主どちらが申請を行うのか。

A 2 2 賃貸物件の場合は賃貸契約書等に定める設備（照明）の管理者が申請を行ってください。

Q 2 3 以前、別の補助金を受領しているが、本補助金を申し込めるか。

A 2 3 同一設備に対する補助でない場合は申請が可能です。

Q 2 4 設備が経年劣化しており、消費電力量がカタログスペックより大きく増加していると思われる。実際に計測した値を既存設備の消費電力量としてもよいのか。

A 2 4 設備が古く既存設備の消費電力量が確認できない場合は、工事の施工業者や設備の製造メーカー等に消費電力量の計測、算定を依頼してください。施工業者やメーカー等が計測、算定したことが書類上で確認できる場合に限り、その数値を使って比較することを認めます。

Q 2 5 消費電力量が10%減少とはどのように計算するのか。

A 2 5 同一条件において年間消費電力量（kWh）を算出し、新旧設備の比較をしてください。年間消費電力の算定が困難な場合は、定格電力（kw、w）による比較を行ってください。LED照明器具は、ルーメンの他にもw相当数で記載されているので、そのw相当数で計算してください。

Q 2 6 公益法人の中小企業の定義はその他に該当するのか。

A 2 6 該当します。

なお、公益法人や医療法人は資本金の額または出資の総額が5,000万円以下、常時使用する従業員の数が100人以下のいずれかに該当する場合のみ補助金の対象となります。

Q 2 7 農家は申請できるのか。

A 2 7 系統出荷による農業所得のみの場合は申請できません。

Q 2 8 照明について蛍光灯からLEDに更新を検討している。
工事は行わず、蛍光管だけの更新は補助対象となるか。

A 2 8 設備の更新を対象としているため、設備更新を伴わない蛍光管や電球（消耗品にあたるもの）のみの更新は補助対象となりません。

Q 2 9 更新対象とする設備の全ての写真を提出しなければならないのか。

A 2 9 設備の更新を行う現場の部屋等の全体写真（部屋内の既存設備が全て確認できるような写真。複数枚にわたっても可。）を提出してください。一方向から全体を撮影できない場合には、どの方向から撮影した写真か分かるように図面に記入したものも併せて提出してください。

なお、個々の既存設備について、安定器の種類ごとに品番又は型番、消費電力が確認できる写真を撮影してください。